

IBMは、野洲事業所の工業団地化

路線をやめよ！

IBMは、地元経済に責任をもて！

リストラに反対し、雇用と仕事を護ろう！

- ・ IBMに帰任した社員に、本人の希望を尊重した新しい職場を提示せよ
- ・ YSC、日立GSTへの「移籍」を出向に戻せ

意見は、組合ホームページ <http://www.bekkoame.ne.jp/i/jmiu-ibm>

組合e-mail [jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp](mailto:jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp) までお寄せください

か い な

号 外

(2003年11月21日)

JMIU日本IBM支部野

洲 分 会

責任者 北川定

## 組合活動への妨害行為に断固抗議

サンミナSCI に働くみなさん、すでにご存知かと思いますが、10月9日に起こった組合員に対する暴力事件と継続的な組合機関紙の回収が会社側で行なわれています。組合は、全国的にIBMが行なっていることなどをできるだけ正確にみなさんに伝えようと努力しています。野洲がなぜこんな状態になったのか、なぜ全国的にIBM社員が転籍、退職強要を受けなければならないのかなど。みなさんに考えていただきたいのは、組合のこのような活動を会社がなぜ、妨害するのかです。

法律を遵守すると言明している会社内部で、『不当労働行為』という法律違反・暴力行為が公然と組織的に行なわれている事に対して、組合は21日、嚴重抗議の申し入れを県下の労組と共に会社に行ないます。みなさんのご支援をお願いします。

労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する次のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

## 2003秋闘要求

組合は秋闘要求として以下の要求を会社に対して行いました。また、YSC,DTI, IDTに対してもほぼ同一内容での要求を行っています。

### [1] 年末一時金に関する要求

1. 2003年年末一時金は、(本給+業績加給+職能手当)の4ヶ月分を支給せよ。
2. 専任以上の場合には、本俸月額を4ヶ月分を支給せよ。
3. 100%出資子会社のプロパー社員に、本給の4ヶ月分を支給せよ。
4. 出勤率の適用は100%とすること。
5. 夏季及び年末一時金ともに、会社業績・個人業績の適用を中止すること。
6. 臨時雇用者については、月次支払額の一ヶ月分を支給すること。
7. 2003年6月19日に会社が発表した、2003年度(2004年度支払)賞与プログラムは、業績非反映部分が、現行の年間6ヶ月から標準の半分の4ヶ月へと下がって

おり、格差が拡大している。これの適用を中止せよ。

### [2] リストラ・人減らし「合理化」に反対する要求

1. 「事前協議・同意協定」について組合と協議し、労使協定を結ぶこと。
2. 常態化した「業績評価ボトム・テン」労働者への退職強要を直ちにやめよ。
3. 日立GST社への「移籍」に不同意である労働者について、IBM社員であることの地位確認をせよ。
4. 野洲セミコンダクター社(YSC)への「移籍」労働者を「出向」に戻せ。
5. 日立GSTやYSC等の被会社分割会社において雇用継続が不可能となるような事態になった場合は、日本IBMが雇用について責任を持て。
6. 営業譲渡等にかかわる転籍不同意者や出向からの帰任者について、会社は責任をもってIBM内の職場の提示・確保をせよ。当該労働者のPBC評価を低くするな。

### [3] 労働条件の改善に関する要求

1. 裁量労働制を導入しないこと。
2. 有期雇用契約制度を導入しないこと。
3. 会社が発表している「業績によらない手当等の縮小、廃止」で挙げられている、ナイスライフ援助計画、QCC賞金について、その縮小・廃止計画を中止し現状を維持すること。また、住宅費補助の縮小・廃止も計画しないこと。
4. 恒常的な仕事をしている臨時雇用者や、1年以上の継続勤務をしている派遣労働者については、本人が希望する場合は正社員にすること。

### [4] 東京地裁判決の履行に関する要求

1. 専任以上のスタッフ専門職の組合員資格を認め、組合員の範囲は主任までとした人事ガイドを撤廃すること。
2. 専任以上の組合員のチェックオフを速やかに行うこと。

## 組合掲示板について

健康管理室前(1号ビル2階社員ルーム前)に組合掲示板が設置され、組合情報を掲示しています。